

用語の定義 (第 1 条)

歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、医療保険者

基本方針 (第 2 条)

- ・子どもの健やかな成長と全身の健康づくりのために、むし歯その他の歯科疾患の予防、早期発見と早期治療並びに口腔機能の維持向上に向けた総合的な推進
- ・居住地域にかかわらず、年齢、心身の状態等その他の事情に応じた歯科保健医療サービスの提供及び必要な支援を推進
- ・国、県、市町、歯科医療関係者、医療関係者、教育保育関係者、福祉関係者、事業者、医療保険者等の関係者と県民の参画と協働により推進

各主体ごとの責務

兵庫県 (第 3 条)

市町 (第 4 条)

歯科医療関係者等 (第 5 条)

- 〔歯科医療関係者〕
- 〔医療関係者〕
- 〔教育保育関係者〕
- 〔福祉関係者〕

連携・協力

事業者及び医療保険者 (第 6 条)

- 〔事業者〕
- 〔医療保険者〕

県民 (第 7 条)

施策

総合的な推進

第 8 条 全ての年齢層に共通する歯と口腔の健康づくりの推進

- ・県民が主体的に取り組むための情報提供や知識の普及啓発
- ・積極的に歯と口腔の健康づくりに関する取組が行われるよう啓発月間の設定

ライフステージ等に応じた具体的な施策

第 9 条-12 条

乳幼児期から高齢期までの歯と口腔の健康づくりの推進

- 【妊産婦期】母体の健康保持と胎児及び乳児の健全な発育のための歯科健診・健康相談の充実
- 【幼児期及び学齢期】むし歯予防や、健全な食習慣、歯磨き習慣の定着に向けた保健指導等の充実
- 【青年期及び成人期】歯科疾患の予防や早期発見のための定期的な歯科健診や糖尿病等の生活習慣病の重症化予防
- 【高齢期】歯の喪失予防、オーラルフレイルの早期把握と改善、口腔機能の維持向上を通じた介護予防の取組の推進

第 13 条 口腔衛生の管理及び口腔機能の維持に配慮を要する者に対する歯と口腔の健康づくりの推進

誤嚥性肺炎を予防するため、多職種連携の体制整備や地域包括ケアシステムを構築

体制の整備

第 14 条 歯と口腔の健康づくりの推進のための体制の整備

- ・人材の安定的な確保、養成、資質向上
- ・医療関係者等と歯科医療関係者の連携病院と歯科診療所との連携推進
- ・災害や感染症における中長期的な歯科保健医療サービス提供体制の確保及び体制整備

検証・見直し

第 15 条 実態調査

- ・おおむね 5 年ごとに調査を実施し、歯と口腔の健康づくりに関する施策に反映する。